

糸魚川市農業振興地域整備計画の変更理由書

1 糸魚川市農業振興地域整備計画の変更理由（法第 13 条第 1 項）

・付図番号 1（除外）

事業計画者が所有する民泊施設の駐車場が不足しているため、新たに駐車場（15 台）の整備を計画している。

選定地は、農用地区域内の端に位置し、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、農用地区域からの除外は適当と判断できるため、農用地利用計画を変更するものである。

・付図番号 2（除外）

事業計画者は申出地の隣接地において、笹倉第二発電所（水力発電）を稼働させている。これまで非常用発電設備を設置していなかったため、非常用発電設備、これを格納する建屋（資材倉庫）及び作業ヤードの整備を計画している。

選定地は、発電所の隣接地であり、水力発電の安定的な運転、公共性を考慮するとやむを得ないものであり、農用地区域からの除外は適当と判断できるため、農用地利用計画を変更するものである。

・付図番号 3（除外）

事業計画者は、現在居住している住宅が老朽化しているため、新たに住宅を新築したいと考えている。

選定地は、農用地区域内が点在する集落に位置し、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れはなく、農用地区域からの除外は適当と判断できるため、農用地利用計画を変更するものである。

2 農用地利用計画の変更

(1) 除外

付図番号	除外箇所 (大字、字、地番)	除外前の用途区分	農用地区域からの除外理由	除外面積 (登記簿地目)	除外後の用途
1	日光寺字東田 485 番地	農用地	法第 13 条第 2 項該当 【具体的理由：民泊施設の駐車場を整備するため。法定要件にかかる適合理由は別紙 3 のとおり】	512 m ² (畑)	駐車場
2	北山字川平 4154 番地 1	農用地	法第 13 条第 2 項該当 【具体的理由：非常用電源設備を整備するため。法定要件にかかる適合理由は別紙 3 のとおり】	2,365 m ² (田)	非常用電源設備、建屋、作業ヤード
3	須川字岩高 76 番地、77 番地、78 番地 1、79 番地 1	農用地	法第 13 条第 2 項該当 【具体的理由：家屋を新築するため。法定要件にかかる適合理由は別紙 3 のとおり】	435 m ² (畑)	家屋